**江戸川区公契約条例に関するお知らせ（指定管理協定）**

資料４－４

|  |  |
| --- | --- |
| 件　　名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 | 令和　　年　　月　　日　　から　　令和　　年　　月　　日 |

上記の業務は、江戸川区公契約条例に定める「対象協定」に該当します。同条例では、江戸川区が定める基準額以上の賃金等を適用労働者に支払うこと等が規定されています。

**○ 江戸川区公契約条例の適用労働者の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 適用労働者 | ・正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者などの雇用形態は問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第９条に規定する労働者）・請負契約により当該業務に従事する者 |
| 適用を受けない労働者 | ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人・労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）・最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）・適用契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等）・適用契約に従事した時間が１か月あたり３０分未満の者 |

**○ 労働報酬下限額**

適用労働者に対して支払われるべき１日当たり又は１時間当たりの労働報酬の下限を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

従事場所が江戸川区外の施設の場合は、施設が所在する県の地域別最低賃金額を適用します。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | １時間当たり　１，３５０円 |

**○ 申出をする場合の申出先**

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は江戸川区に文書で申出することができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 申出書提出先 | 連絡先 |
| 受注者 |  |  |  |
| 受注関係者 |  |  |  |
| 発注者 | 江戸川区総務部契約課契約係 | 〒132-8501江戸川区中央一丁目４番１号 | 03-5662-1005（直通） |

※ 条例では、受注者等は、適用労働者が上記の申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

35